

別表7 日本国外における調査に伴う実費および交通費等

文書名	認証業務規程別表7
管理番号	B07-04
承認日	2024年11月22日

1. 日本国外において調査を行う際に生ずる宿泊・通訳・予防注射・査証手数料・外貨交換手数料・入出国税・空港利用税等の付随的費用は実費を請求することができる。

2. 交通費等

検査員の自宅から実地調査場所までの間で、公共交通機関およびタクシー他を利用した実費を請求することができる。

(1) 飛行機を利用した場合

- ・ファーストクラス、ビジネスクラスは請求することができない。

(2) 鉄道を利用した場合

- ・グリーン車クラス料金は請求することができない。

(3) 船舶を利用した場合

- ・1等船室以上は請求することができない。

(4) 車を利用した場合

- ・距離数(km)に30円を乗じた額
- ・有料道路を利用した場合の利用料金
- ・有料駐車場を利用した場合の利用料金

3. 付随的費用および交通費等の徴収方法

日本国外において調査を行う際に生ずる付随的費用および交通費等については実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証申請者もしくは認証事業者に届いてから1か月以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2017年1月31日改定
3. 2018年3月11日改定、2018年4月1日より発効
4. 2024年11月22日改定、同日より発効